

## 令和5年度厚生労働科学研究に対する意見募集について

### <結果>

#### ○ 意見募集期間

令和4年8月5日(金)から9月5日(月)まで

#### ○ 意見数

合計：5件

#### ○ 各研究事業に対するご意見と回答

いただいたご意見のうち、研究に関するご意見（概要）と回答を記載し、行政施策に関するご意見等については、省内関係課室へ情報提供し、今後の施策立案の参考とします。

#### 1 健やか次世代育成総合研究事業（こども家庭総合研究事業（仮称））

ご意見（概要）	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で孤独に出産、育児を行う事例が増加しているため、現況について調査の必要があると考える。</li> <li>・また、産後の外出自粛によって他人から育児を学ぶ機会が減少している。育児の便利グッズに頼ることによる発達への影響を把握するための調査の必要があると考える。</li> </ul>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

#### 2 がん政策研究事業

ご意見（概要）	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPV対策として男性の検査や治療も重要であると考えます。</li> <li>・ブドウ糖ががん細胞の増加を促していると考えられているが、それを踏まえると、市販食品のブドウ糖や砂糖の含有量を減らす取り組みが必要になるのではないかと考えます。</li> <li>・セカンドオピニオン診療は「診療」であるため、健康保険法での保険診療（療養の給付）の対象であるべきではないかと考えます。</li> </ul>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

#### 3 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

ご意見（概要）	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検診、特定健康診断及び救急での検査において、シアン化合物・シアン化物イオンの測定法として光学を用いた各種クロマトグラフィー等を行うべきではないかと考えます。また、健康保険法の生体検査項目としてシアン化合物・シアン化物イオンを扱うこと</li> </ul>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>が必要であると考え。</p> <p>・「健康寿命延伸を目指した禁煙支援のための研究」について個人を対象とした禁煙支援だけでなく組織を対象とした受動喫煙対策を推進するなどの禁煙支援も必要であると考え。成功・失敗事例を収集するなど、組織におけるより効果的な受動喫煙対策の進め方を研究すべきではないか。</p>	
---	--

#### 4 移植医療基盤整備研究事業

ご意見（概要）	回答
<p>・小児の臓器提供における問題点について、人工呼吸器の機能向上により脳死状態の小児がまれに何年も生き長らえることがあると承知している。これは、他の人工呼吸器による延命と同じでないか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

#### 5 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業

ご意見（概要）	回答
<p>・西洋では鳥インフルエンザにはエルダーフラワーが特効薬と言われているが、それについての研究をしてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

#### 6 食品の安全確保推進研究事業

ご意見（概要）	回答
<p>・食事から添加物や残留農薬を取り除けば、どれくらい疾病の予防になるかなどの根本から病気を治療（予防）するような研究に取り組むべきではないか。対症療法的で、永久に薬に頼らないといけないような現状を改善するような研究に取り組むべきではないか。</p> <p>・食肉の飼育過程で飼料に混入される成長ホルモンの残留について、国際基準で限度が定められているのは、市場に流通している鶏肉のみだが、自社工場の鶏肉について限度を定めるべきではないか。</p>	<p>病気を治療（予防）するための研究は当研究の対象とはなりません。添加物の使用基準や農薬の残留基準は、基準を設定する食品からの摂取量を推計し、ヒトが一生にわたって毎日摂取したとしても健康への悪影響が生じない量を超えないように設定しているため、食品の安全性は確保されていると考えております。</p> <p>肥育ホルモンについては、コーデックス委員会（食品の国際規格を策定する政府間組織）が科学的なリスク評価の</p>

	<p>結果に基づき設定した国際基準等を踏まえ、薬事・食品衛生審議会で審議した上で、食品中の残留基準を設定しています。国産・海外産いずれでも、この残留基準の範囲でなければ食品の流通は認められず、食品の安全性は確保されているものと考えています。</p>
--	--

## 7 健康安全・危機管理対策総合研究事業

ご意見（概要）	回答
<p>・特定建築物等の衛生的環境の確保について、建築物の持ち主である自治体が自ら清掃を行っているケースが少ないため、国や地方自治体が特定建築物等の清掃を自ら行う体制を整えるべきではないか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>